

工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

工事請負契約書（平成8年宮城県告示第412号）第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、平成20年7月14日付けの「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（以下「運用通知」という。）により定めたところであるが、鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料についても、原油価格の高騰等に起因して、請負代金額が不相当となるおそれが認められることから、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとする。

記

1 適用の拡充

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通知に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごと算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

2 適用時期等

- (1) この通知は、平成20年9月25日から施行し、適用する。
- (2) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、工期満了日の2月前までに行うこととなっているが、本通知における経過措置として、工期が平成20年12月31日以前の工事については、2月前の期限は適用せず、平成20年10月31日を期限として請求ができるものとする。

ただし、当該変更の請求は工期満了前までに行うものとする。

参考として、単品スライド条項に係る品目の分類を別紙に例示しています。

(別紙)

【例示】単品スライド条項に係る品目の分類

下記の表は、単品スライド条項に係る協議を行う場合の品目の分類を例示したものです。

品目	主な資材
アスファルト 混合物類	アスファルト混合物，再生アスファルト混合物，改質アスファルト混合物，ストレートアスファルト，乳剤 等
生コンクリート類	生コンクリート，モルタル 等
コンクリート 二次製品類	RC・PC・PHC パイル，コンクリートブロック，境界ブロック，各種側溝，フリーム類，ボックスカルバート，大型積みブロック，セメント 等
骨材類	・コンクリート用骨材，砂，クラッシャーラン等の碎石類(再生材含む) ・捨石，被覆石等の石材類
石油化学製品類	道路用視線誘導標，塗料類，目地版（瀝青質，ゴム発泡体，樹脂発泡体等），塩ビ止水版，吸出防止剤（化学繊維由来），潤滑油，塩化ビニル製品，ポリエチレン製品 等
非鉄金属類	銅，アルミニウム，ステンレス 等
木材類	杉丸太，松丸太，正角材，木杭 等

(注) 運用の拡充にあたり，上表の品目が直ちに単品スライド条項の対象となるものではありません。